

令和元年十月十五日受領
答弁第九号

内閣衆質二〇〇第九号

令和元年十月十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員櫻井周君提出大学の広報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出大学の広報に関する質問に対する答弁書

一について

各大学の授業科目の開設や廃止は、当該大学の自主的・自律的な判断によるものであるが、一般論として、大学の入学希望者に対して広報された教育内容と入学後のものとは可能な限り相違しないことが望ましいものと考えられ、また、既に廃止予定の授業科目が入学後も開講されるかのような内容の広報を含め、入学希望者が入学後の教育内容について誤信するような内容の広報を行うことは適切でないものと考えられる。

文部科学省においては、先に述べたような適切でない広報が行われたような場合等には、その事案の具体的な内容を踏まえ、必要に応じて大学に対し指導・助言を行ってまいりたい。

二について

お尋ねについては、個別の事案における具体的な事実関係を踏まえて判断されるものであり、一概に「答えすることは困難である。」